

札幌ドーム利用規程

平成 13 年 5 月 31 日制定

株式会社札幌ドーム

(目的)

第 1 条 この規定は、札幌ドーム（以下「ドーム」という。）の指定管理者である株式会社札幌ドーム（以下「会社」という。）が、ドームの利用承認を与える場合に、利用者が遵守しなければならない貸館条件の一部を定めることを目的とする。

(利用承認等)

第 2 条 ドームを利用しようとする者は（以下「申請者」という。）、利用承認申請書（様式 1）をあらかじめ会社に提出しなければならない。

2 会社は、利用承認を決定したときは、所定の利用料金を支払わせたいうえ、申請者に利用承認書（様式 2）を交付する。ただし、会社が特別の事由があると認めるときは、利用料金について利用後の支払を認めることができる。

3 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、札幌ドーム条例、同条例施行規則、同施行規則取扱要領及び本規程並びに会社が付した条件を遵守しなければならない。

(利用可能施設)

第 3 条 利用者が利用することができるドーム内の施設は、会社が利用承認を与えた有料施設に限るものとする。

2 利用者は、前項の有料施設のうち一部の施設を利用しない場合においても、利用料金の減額を請求することはできない。

3 利用者は、第 1 項の諸施設に付帯する設備を利用することができる。ただし、この場合の利用料金、その他の利用条件等については、第 10 条の定めに従うものとする。

(利用期間および利用料金)

第 4 条 利用期間とは、利用場所において催事の準備を開始する時刻から催事終了後原状回復作業を完了して利用場所から退出する時刻までの期間をいう。

2 利用料金とは、基本料金と超過料金の合算額とする。

3 基本料金とは、催事開催日当日について 1 日当り午前 7 時から翌日午前 0 時までの間の料金をいい、超過料金とは、基本料金以外の料金（但し、時間外超過料金と準備日超過料金に区分する）を言うものとし、いずれも市長の承認を得て会社が別途定める。

(利用料金の支払方法)

第5条 利用者は、所定の利用料金を会社が指定する方法に従って会社に支払うものとする。ただし、支払日及び支払額は下記の区分に従うものとする。

- (1) 利用者が利用承認申請書を提出した時に基本料金の30%、利用開始日の3ヶ月前に20%、利用開始日の1ヶ月前に50%を所定の期日までに支払うものとする。
- (2) 催物の終了後、来場者数等を含め、利用実績に基づき精算を行うものとする。
- (3) 支払いは、現金払い又は会社が指定する銀行口座へ振込むものとする。

(利用料金の不払いの場合の措置)

第6条 利用者が所定の期日までに前条1項1号及び2号に掲げる所定の利用料金を支払わなかったときは、札幌ドーム条例施行規則取扱要領第5条の規定に基づき、利用承認は取消される。

(利用者が利用取消を申し入れた場合)

第7条 利用者の都合で施設の利用を取り消した場合は、札幌ドーム条例施行規則第6条に定めによるもののほかは既に支払われた利用料金の還付はしないものとする。ただし、同規則の定めによるものについては、取消を申し出た日から2週間以内に利用者に還付する。

(諸官庁への届出)

第8条 利用者は、ドームを利用するにあたって、法令に定められた事項を所轄の諸官庁に届け出、諸官庁の指示に従わなければならない。この場合、利用者は常に事前に会社の承諾を受けて届出をなすものとし、かつ、諸官庁から受けた指示の内容を直ちに会社に通知するものとする。

(催事の運営及び警備等)

第9条 利用者は、常に善良な管理者の注意を持って利用場所を利用するものとし、全て利用者の責任と費用において、催事の運営、催事のために必要な事前準備および催事終了後の原状回復作業を行うものとする。

- 2 利用者がドームを利用するにあたって必要な場内案内及び警備は、全て利用者がその責任と費用において行うものとする。
- 3 これらの業務のうち下記の業務は、会社が指定する業者に行わせるものとし、利用者は、独自に業者を指定することはできない。

- (1) もぎりチケット計数業務
- (2) 託児業務
- (3) 大型映像装置管理操作業務
- (4) イベント清掃管理業務

- (5) イベント物販業務
- (6) 周辺雑踏警備業務
- (7) イベント施工管理業務

4 利用者は、ドーム内およびその周辺における観客の誘導および清掃を、会社が指示する方法に従って行うものとし、観客の人身事故およびその他周辺住民等に一切の迷惑を及ぼさないよう常に万全の配慮を講じなければならない。

(付帯設備の利用およびその利用料金等)

第10条 利用者は、ドーム内に設置された付帯設備の利用を希望するときは、利用開始日の2ヶ月前の日までにその詳細について会社あてに利用承認申請を行わなければならない。この場合、利用する付帯設備は、会社が指定するものとし、利用者は、利用方法、利用時間、利用料金およびその支払い方法その他利用に関する事項について全て会社が定めるところに従うものとする。

2 利用者は、会社に対し、前項によって利用する付帯設備の利用料金を所定の期限までに、会社が指定する方法に従って支払うものとする。

(諸設備の設置の制限)

第11条 利用者は、ドーム内または敷地内の周辺に諸設備の設置を希望するときは、利用開始日の1ヶ月前までにその詳細について書面をもって会社に申入れ、会社の承諾を受けなければならない。

2 前項の諸設備の設置に必要な工事及び届出は全て利用者の責任と費用において行うものとする。ただし、右工事又は全て会社が指定する業者に行わせるものとし、利用者は独自に工事を行い又は他の業者に工事を行わせることができない。

(広告または看板等の掲示)

第12条 利用者は、ドーム内またはその周辺において、広告もしくは看板等の掲示を希望するときは、利用開始日の1ヶ月前までにその詳細について書面をもって会社に申入れ、会社の承諾を受けなければならない。

2 前項によって、広告もしくは看板等を掲示する場合は、利用者は、掲示する場所、掲示の方法、広告料およびその支払方法その他これらの掲示に関する事項について、全て会社が定めるところに従うものとする。

3 利用者は、会社に対し、ドーム内またはその周辺に既に施された広告または看板等の取り外しもしくは削除を要求することができない。

(放映または放送等)

第13条 利用者は、催事を放映または放送することを希望するときは、事前にその詳細を会社に届け出をおこなった後に、札幌ドーム条例第6条の規定に基づき、会社の承認を受けなければならない。

2 前項によって、催事を放映または放送するときは、利用者は、放送行為等利用料金を支払うものとする。これらの額については、市長の承認を得て会社が定めるところとする。

(利用者による医師および看護婦の手配)

第14条 利用者は、利用期間中、万一の事故に備えて、利用者の費用をもって医師および看護婦各1名以上を手配し、同医師等をして緊急医療行為に当らせるものとする。

2 会社は、利用者が派遣する医師および看護婦のためにドーム内の医務室および備品を無償で提供する。

(会社の承諾を要する事項)

第15条 利用者は、下記の事項をおこなう場合には、事前にその詳細について書面をもって会社に届け出、会社の承諾を受けなければならない。

- (1) チラシその他の宣伝物の配布。
- (2) 撮影、録画または録音。
- (3) 記者席および放送席の利用。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、利用承認を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡することはできない。

(禁止事項)

第17条 利用者は、事由の如何に拘らず、下記の行為をし、または、観客その他第三者にこれらの行為を行わせてはならない。

- (1) ドーム内およびその周辺において物品販売を行うこと。
- (2) ドームの館内に飲食物を持ち込むこと。
- (3) ドーム内およびその周辺に危険物を持ち込むこと。
- (4) 指定した時間以外にドーム敷地内に立入ること。
- (5) 指定の場所以外で喫煙すること。
- (6) 養生していない人工芝上にゴム底靴以外の履物で立ち入ること。
- (7) その他、会社がドーム内の諸設備の維持または保全のために禁止した事項。

(付保義務)

第18条 利用者は、催事の開催に関する万一の事故等による損害を補填するために、保険会社との間にイベント保険などの損害保険を締結するものとする。

(会社の立入権)

- 第19条 会社は、ドームの維持、保安および管理等のために必要と認めるときは、利用期間内に、いつでもドーム内の適宜の場所に立入り、必要な措置を講ずることができる。この場合、利用者は、会社が講じる措置に必要な協力をしなければならない。
- 2 会社が要求したときは、利用者は、会社の従業員その他会社が指定する者に対し、催事区域への入場証等を予め交付するものとする。

(不可抗力などによって利用が不可能となった場合の措置)

- 第20条 天災地変等の不可抗力、その他会社の責に帰すことができない事由によって、利用者が催事の目的でドームを利用することができなくなったときは、利用が不可能となった時点において利用権は当然に終了する。
- 2 前項の場合、会社は、利用料金総額の30%を取得することができ、その残額をすみやかに利用者に返還する。
- 3 第1項の場合、利用者は、会社に対し、損害賠償その他何らの請求をすることができず、万一、観客その他の第三者との間に紛議が生じたときは、利用者は、全て利用者の責任と費用においてこれを処理解決するものとし、会社に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさないものとする。

(利用者の損害賠償責任)

- 第21条 利用者、その従業員、利用日の観客、その他の関係者がドームを利用するに際して諸設備を汚損または毀損したときは、利用者は、会社に対し、原状回復のための費用その他これによって会社が被った損害を賠償しなければならない。
- 2 利用期間中に観客その他の第三者に人身事故その他の損害が生じたときは、利用者は、全て利用者の責任と費用で当該観客らに対し直接損害を賠償し、会社に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさないものとする。

(利用開始前の利用承認の取消)

- 第22条 第6条の規定による場合のほか、利用者が下記各号に該当したときは、会社は、利用者に対し、何らかの催告をすることなく直ちに利用承認を取消することができる。
- (1) 利用承認申請書に虚偽の事実を記載したとき。
 - (2) 催事の内容が明らかに公序良俗に反すると認められたとき。
 - (3) 社会的な信用または倫理に反する行為があったとき。
 - (4) 会社の信用を毀損する行為があったとき。
 - (5) 会社の営業方針に著しく反する行為があったとき。
 - (6) 諸官庁への届出を怠ったとき、および指導に対する改善が見られなかったとき。
 - (7) その他、ドームを利用するに当たって定められた利用者の遵守義務または会社が指示した事項に著しく違反したとき。

2 前項によって利用承認が取消されたときの利用料金の取扱いは、第7条の定めに従うものとする。

(利用期間中の利用承認の取消し)

第23条 利用者が利用期間中に下記各号の一に該当したときは、会社は、利用者に対し、何ら催告をすることなく直ちに利用承認を取消することができる。この場合、解除の通知があったときに利用権は当然に終了する。

(1) 何らの通知なく利用開始時刻に利用を開始しなかったとき。

(2) 利用を中止したとき。

(3) 事由の如何に拘らず、催事の続行が不可能となったとき。

(4) 前条第1項各号の一に該当したとき。

2 前項によって利用承認を取消したときは、会社は、利用者に対し、既受領の利用料金を一切返還することを要さず、利用料金の全部を取得し、このほか会社が被った損害の賠償を請求することができる。この場合、万一、利用料金の一部の未払があるときは、利用者は、会社に対し、未払額の全部を、利用承認が取消された日から起算して3日以内に支払わなければならない。

(催事終了後の措置)

第24条 利用者は、催事終了後、全て利用者の費用をもって利用場所に搬入した利用者の設備を搬出し、かつ、利用場所を清掃して原状に回復し、利用期間満了の時までに同所から退出するものとする。

2 前項の原状回復のための作業または管理業務は会社が指定する業者に行わせるものとし、利用者は、独自に作業を行いまたは他の業者に作業を行わせることができない。

3 利用者が利用期間満了の時までに原状回復を完了しなかったときは、利用者は、会社に対し、原状回復完了までの間、超過時間を支払うとともに、このほか会社が被った損害を賠償しなければならない。

(その他)

第25条 この規程の施行に必要な事項については、会社が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成13年5月31日から施行する。

2 この規程は、平成21年10月1日から施行する。